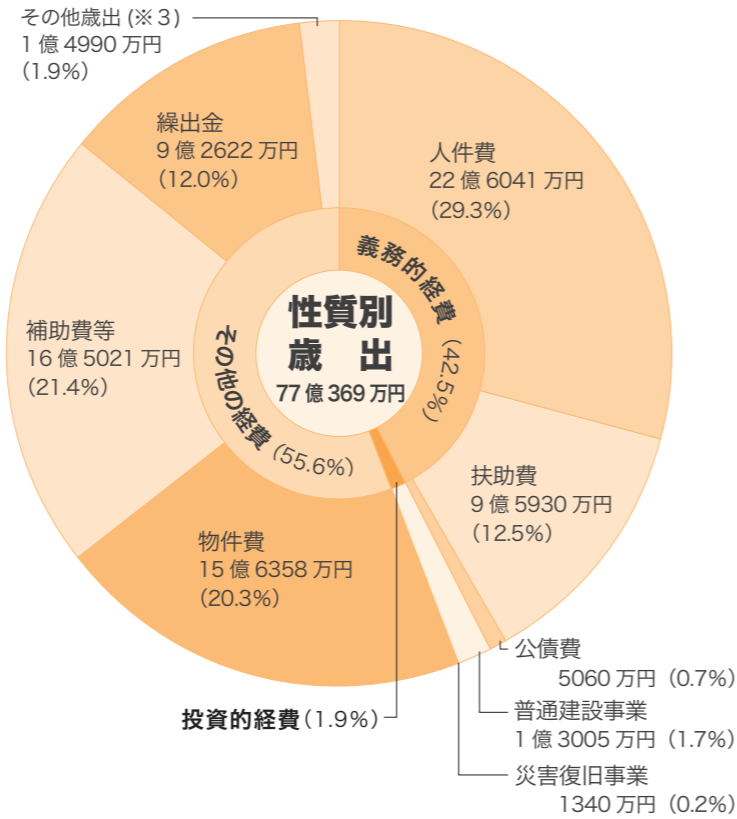
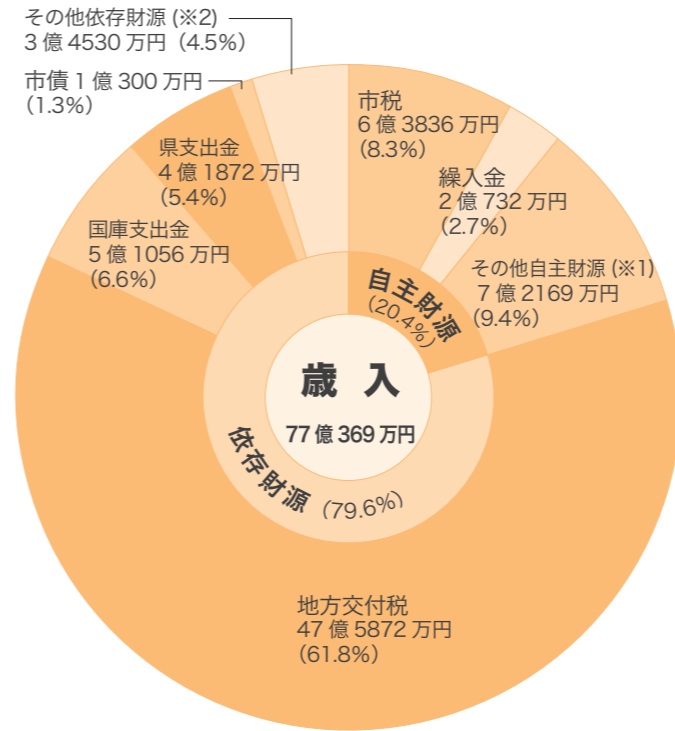


平成18年度

三好市暫定予算

本年、3月1日に「三好市」が誕生しました。4月16日に行われる選挙によって新市の市長と市議会議員が決まり、新しい市議会です。新しいまちづくりの方針や予算が決定します。今回は、それまでの間に必要となる経費を計上した『暫定予算』について、お知らせします。



一般会計予算額 (構成比)	
歳入	77億 369万 6千円
自主財源	15億 6738万 1千円 (20.4%)
市税	6億 3836万 3千円 (8.3%)
繰入金	2億 732万 5千円 (2.7%)
その他自主財源(※1)	7億 2169万 3千円 (9.4%)
依存財源	61億 3631万 5千円 (79.6%)
地方交付税	47億 5872万 8千円 (61.8%)
国庫支出金	5億 1056万 2千円 (6.6%)
県支出金	4億 1872万 0千円 (5.4%)
市債	1億 300万 0千円 (1.3%)
その他依存財源(※2)	3億 4530万 5千円 (4.5%)
<small>(※1) = 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰越金、諸収入</small>	
<small>(※2) = 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金</small>	
歳出(性質別)	77億 369万 6千円
義務的経費	32億 7031万 6千円 (42.5%)
人件費	22億 6041万 0千円 (29.3%)
扶助費	9億 5930万 6千円 (12.5%)
公債費	5060万 0千円 (0.7%)
投資的経費	1億 4345万 1千円 (1.9%)
普通建設事業	1億 3005万 1千円 (1.7%)
災害復旧事業	1340万 0千円 (0.2%)
その他の経費	42億 8992万 9千円 (55.6%)
物件費	15億 6358万 8千円 (20.3%)
補助費等	16億 5021万 8千円 (21.4%)
繰入金	9億 2622万 0千円 (12.0%)
その他歳出(※3)	1億 4990万 3千円 (1.9%)
<small>(※3) = 維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金、予備費</small>	

会計別の予算額	
一般会計	77億 369万 6千円
特別会計	41億 2727万 0千円
簡易水道事業特別会計	3億 2795万 4千円
浄化槽事業特別会計	6169万 7千円
農業集落排水事業特別会計	1938万 8千円
老人保健特別会計	20億 405万 2千円
ケーブルテレビ事業特別会計	4147万 7千円
給食事業特別会計	1億 3321万 4千円
特別養護老人ホーム長生園特別会計	2億 697万 9千円
国民健康保険特別会計(事業)	12億 1306万 8千円
国民健康保険特別会計(直診事業)	6143万 0千円
秘境の湯保養センター特別会計	4492万 2千円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	232万 4千円
土地取得事業特別会計	260万 0千円
井内財産区特別会計	361万 5千円
太刀野財産区特別会計	455万 0千円
公営企業会計	1億 6674万 1千円
国民健康保険市立三野病院特別会計	9153万 1千円
水道事業会計	7521万 0千円
会計の合計	119億 9770万 7千円

暫定予算とは

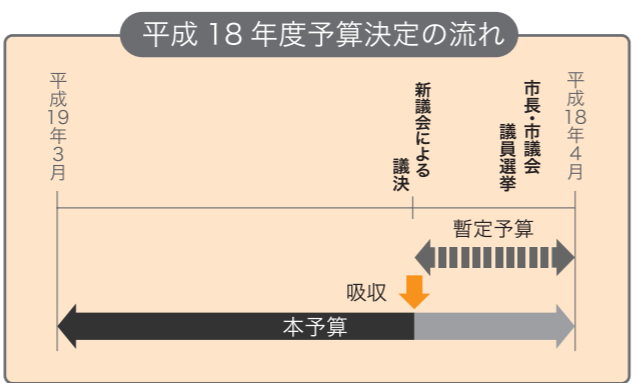
現在三好市は、合併直後で市長や市議会議員が決まっていないため、年度開始までに通常(本)予算が成立しません。そこで、設置選挙後に開催される定例市議会までの期間に最低必要となる経費『暫定予算』を編成し、3月1日に平成17年度の1か月分の予算を、4月1日に平成18年度三好市各会計暫定予算を市長職務執行者が専決処分しました。

暫定予算のなかみ

一般会計総額は77億369万

6千円、特別会計は14会計で、総額41億2727万円、公営企業会計は2会計で総額1億6674万1千円です。この予算は、通常(本)予算が成立すると、すべて吸収されるもので、三好市では議会などの日程を考慮し、4月1日から3か月程度の暫定予算としています。一般会計歳入については、これまでの実績に照らし合わせ、3か月間に歳入として見込まれる額を計上したものです。そのため7月以降に収入が見込まれる国庫支出金や県支出金などは割合が低くなっています。歳出

については、3か月間の行政運営や市民生活に支障がない必要最低限の予算とし、人件費や光熱水費などのほか、ゴミ収集や毎年行われている各種健(検)診など、3か月間に必ず支出しなければならぬ経常経費で構成されています。構成を見ても、人件費や物件費、福祉のための扶助費や一部事務組合への負担金等の補助費などが、ある程度計上されているのに対し、政策的経費の建設事業がほとんど計上していないため普通建設事業は、額・割合ともかなり小さくなっています。



用語の説明

※暫定予算

暫定予算は、新たに地方公共団体が設置された場合など、年間の予算が成立するまでの間、暫定的なものとして編成される一定期間だけの予算のことです。暫定予算には、必ず支払わなければならない経費だけを計上することが一般的です。市長や市議会議員が決定し、議会定例会において本予算が成立すれば、暫定予算は効力を失いますが、暫定予算期間中の収入支出は本予算で収入支出したものとみなされます。

※専決処分

本来議会において議決、決定すべき事件について、特定の場合に地方公共団体の長が議会にかわって当該事件を処分することをいいます。今回の場合は、地方自治法179条1項の「普通地方公共団体の議会が成立しないとき」に該当し、専決処分となっています。